

公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会 療育キャンプ事業実施要綱

1 目的

専門家の指導などを通じ、療育に関する正しい知識を身につけるとともに、参加者同士がそれぞれの体験を話し合い、レクリエーションなどを通して交流を深め、参加した児童等に家庭では味わえない集団生活の楽しさを体得させるための「療育キャンプ事業」を実施した各地域の肢体不自由児者父母の会（以下「父母の会」という。）に対して、この要綱により事業に要する費用を助成する。

2 参加対象

当該地域の父母の会会員及びその児童等を原則とするが、障がい児（者）がおり、参加を希望する地域の父母等についても受け入れるなど、開かれた療育キャンプとしての運営を心がける。

なお、参加児童等は就学前の児童、学齢児及び学齢期を過ぎた児童（者）とし、施設（学校）などへ入所中の児童が、夏休み・冬休みなどで帰宅している場合は、地域との交流を深めるため、できるだけ参加させるようにする。

また、日頃療育活動に参加する機会の比較的少ない父親に対しては、積極的に療育キャンプへの参加を働きかける。

3 関係機関との調整

派遣を依頼するスタッフの範囲などについては、療育キャンプへの参加者の数や状況などをみて、北海道肢体不自由児者福祉連合協会（以下「協会」という。）が父母の会と調整の上、以下の関係機関等から、必要に応じ、医師、理学・作業療法士、言語療法士、児童福祉司、相談員、心理士、教師、保育士、看護師などのスタッフの派遣を要請する。

- 肢体不自由児総合療育センター
 - ・道立子ども医療・療育センター（コドモックル）
 - ・道立旭川肢体不自由児総合療育センター
- 児童相談所
- 心身障害者総合相談所
- 発達障害者支援センター
- 養護学校
- 特別支援教育センター

4 実施体制

地域父母の会が中心となって療育キャンプの実行委員会的なものを組織し、療育キャンプの実施を通じ、福祉思想の地域社会への啓蒙を図る意味からも、市町村をはじめ、社会福祉協議会、通園施設、学校、婦人団体、ライオンズクラブ、ロータリー

クラブ、商工会議所、学生などに対して参加を呼びかけ、積極的な協力を得るようにする。

なお、療育キャンプは、父母の会が単独で実施するほか、必要に応じ隣接父母の会が合同で実施しても差し支えない。

5 実施時期

実施時期は、学齡児や施設等へ入所中の児童等も参加できるよう、夏休みや冬休みなどの時期が望ましいが、父母の会の事情を十分に考慮して決める。

6 実施日程

実施日程は、実施場所や実施内容にも関連するが、参加者に無理がかからず、かつ成果があがるよう1泊2日または2泊3日を基本として決める。

7 実施場所

療育キャンプは、海浜のキャンプ場、温泉ホテル、施設、学校、福祉センターなど、父母の会の事情により多方面にわたって実施されているが、参加者の希望や参加児童等の障がいの程度などを考慮し、無理がかからず、成果が期待できる場所を選定することが必要である。

なお、場所の選定に当たってはこのほか、支援を受ける関係機関のスタッフやボランティアなども参加しやすいよう、また、緊急を要する事態にも容易に対処できるよう配慮する必要がある。

8 実施内容

療育キャンプの実施内容（メニュー）は、地域の療育環境や参加者のニーズを踏まえ、基礎的な要素を中心としたものにするほか、あるいはレクリエーションや参加者の体験の交流などを中心としたものにするか、父母の会の事情によって異なるが、基本的なものとしては次のような内容が考えられる。

○ 開会式・オリエンテーリング

父母の会の代表者から参加者に対し、療育キャンプ実施の趣旨、努力の目標、留意事項、日程などについて周知し、規律ある集団生活を送れるようにする。

○ 診 察

医師により、参加児童等の診察を行う。

○ 療育相談・指導

医師または関係機関のスタッフにより、療育に関する個別の相談、指導などを行う。

○ 情報交換（研修会）

参加者（父母）が一堂に会し、療育に関する体験の発表などを中心とした研修を行い、情報を交換する。

また、医師や訓練職員など関係機関のスタッフにも参加を願い、意見を交換するとともに、療育についての助言や指導を受ける。

○ レクリエーション

参加者同士の間関係の円滑化を図り、相互理解を深めることなどをねらいとして、手軽で親しめる内容のレクリエーションを行う（ボランティアなどの協力を得る）。

○ 保 育

ボランティアなどの協力を得て参加児童等の保育を行い、日頃専ら障がいをもつ児童等の世話をしている母親などに対して休息の時間を提供し、あわせて母子分離を促進する（レスパイトサービス＝息抜き支援）。

○ 反省会

参加者全員による反省会を開き、療育キャンプ実施上の問題点や改善を要する事項を明らかにし、対応策を考える。

○ その他

キャンプファイヤー、小運動会などを行う（レクリエーション含めてもよい）。

○ 閉会式

父母の会の代表者が、療育キャンプの成果や問題点を明らかにし、参加者全員がそれらを確認し合い、次回の療育キャンプ実施の参考にする（共通理解）。

以上のほか、支援を受ける関係機関のスタッフには、療育キャンプのはじめから終わりまで参加を願うのではなく、専門的な助言や指導などを必要とする分野に限るなど、できるだけスタッフの負担を軽減するよう配慮する必要がある（療育キャンプの時間割作成に当たって留意する～別紙「日程例」参考）。

9 実施計画書の提出

父母の会は、この要綱に基づき「療育キャンプ」を実施する場合には、別に定める様式（様式第1号「療育キャンプ実施計画書」）により実施計画書を協会に提出し協議を行うものとする。その際、関係機関の指導を希望する場合にあっては、実施時期について必ず第1希望、第2希望を記入するようにする。また、複数の父母の会が共同で療育キャンプを実施する場合にはその旨を注記する。

協会は、父母の会から提出された実施計画書を基に関係機関と必要な調整を行い、その結果を父母の会に通知する。

10 費用の助成

(1) 父母の会が、この要綱に基づく療育キャンプを実施した場合には、協会は請求に基づき交通費及び宿泊に要する費用の一部として、次の基準により父母の会に助成する。

日帰りの参加児童等	1名につき	3,000円
1泊2日の参加児童等	1名につき	6,000円
2泊3日の参加児童等	1名につき	8,000円

(2) 協会は、前号に定めるほか、別表に定める費用を負担する。

11 費用の請求

父母の会は、費用の助成を請求するときは、別に定める様式（様式2、3、4、5号）により、関係書類を協会に提出するものとする。

12 調 整

療育キャンプの実施について、この要綱に定めのない事項や運用をめぐって問題が生じた場合には、その都度関係部門で調整を行い、円滑な実施が図られるようにする。

13 施行期日

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

平成31年4月24日一部改正。

令和2年7月22日一部改正。

別 表

療 育 キ ャ ン プ 事 業 協 会 負 担 費 用

1. 謝金			
(1) 講 師		10,000円	以内
(2) 演奏等グループ	総額	20,000円	以内
(3) ボランティア・協力者			
	総額	障がい児者延べ参加人数×1/2×1,000円	以内
	ただし、1日当たりの総額	20,000円	以内
2. 交通費			
(1) 講 師	実費	ただし、10,000円	以内
(2) 演奏等グループ	実費	ただし、20,000円	以内
3. 使用料・借上料（会場、機器、車輛）			
	実費×1/2	ただし、1日当たり総額20,000円	以内
4. 消耗品、役務費			
	実費	ただし、障がい児者参加人数×500円	以内